

(愛知県協議資料)

田原市・渥美町まちづくり推進計画

<新市建設計画>

平成 16 年 12 月

田原市・渥美町合併協議会

【 目 次 】

	頁
序 章	1
1 合併の必要性	1
（1）自治体規模の拡大	1
（2）圏域全体の発展に向けて	1
2 計画策定の方針	2
（1）計画の性格	2
（2）計画策定の留意点	2
（3）計画の期間	2
（4）総合計画との関係	2
（5）計画の構成	3
第1章 新市の概況	4
1 主要指標	4
2 概況	4
（1）位置・地勢・面積	4
（2）自然	5
（3）歴史	5
（4）産業	6
3 人口動態の見通し	7
（1）人口	7
（2）世帯数	7
（3）就業人口	8
4 地域の課題	9
第2章 基本方針	11
1 新市の将来像	11
（1）新市の将来都市像	11
（2）新市の将来目標	11
2 施策の体系	12
（1）新市の主要施策(ガーデンシティ・プロジェクト)	12
（2）新市の戦略ビジョン	13
（3）地域経営(シティマネジメント)	13

第3章 土地利用の方向性	14
1 地区拠点の整備	14
2 特徴的ゾーンの整備	14
3 新市道路ネットワークの整備	15
土地利用計画構想概念図	16
新市建設計画の施策の体系	17
第4章 新市の施策	18
1 新市の主要施策（ガーデンシティ・プロジェクト）	18
（1）地域の個性を活かした基盤整備の推進	19
（2）安全で安心できる生活環境・地域福祉の推進	21
（3）地域環境の保全と資源循環の推進	23
（4）市民参加・協働型自治の推進	25
（5）地域を担う人材育成・教育文化の振興	26
（6）産業活力の創出	28
（7）広域連携による地域整備の推進	30
2 新市の戦略ビジョン	31
（1）住民自治構想（ホームタウン構想）	31
（2）安心安全構想（セーフティシティ構想）	32
（3）環境共生構想（エコロジーシティ構想）	33
（4）資源活用構想（ミュージアムシティ構想）	34
（5）雇用活性化構想（インダストリアルシティ構想）	35
3 地域経営（シティマネジメント）	36
（1）行政施策の立案・展開	36
（2）行政運営の適正化・高度化	36
（3）アウトソーシングの拡大による行政機能の減量・効率化	36
第5章 新市における愛知県事業の推進	37
第6章 公共施設の統合整備	39
第7章 財政計画	40

序 章

1 合併の必要性

(1) 自治体規模の拡大

日常生活圏の拡大への対応

田原市、渥美町は古くから歴史的、文化的に深いつながりを持っています。さらに、通勤・通学・買物など、両市町の日常生活圏はほぼ一体化しています。また、既に地域医療や衛生業務等を始め、行政面においても、お互いの能力・特性を活かした連携が行われています。住民の行動圏や生活圏に対応した総合的なまちづくりを推進するためにも合併が必要となっています。

少子高齢化等複雑多様化する行政ニーズへの対応

国・地方を通しての極めて厳しい財政状況の中で、本格的な少子高齢化や国際化に伴い、地方自治体には福祉、保健、地域医療、環境問題や情報化など様々な行政ニーズへの対応が求められています。こうしたニーズに対応し、より質の高い行政サービスを行うためにも合併が必要となっています。

地方分権に対応する自治能力の向上(行財政改革)

国の一元的な施策統制の限界や危機的な財政状況などを背景に、「地方でできることは地方で」という地方分権が進められ、自己決定・自己責任による行政運営が行い得る自治体体制やコミュニティを核とした地区内分権の推進が求められています。その手法として、自治体規模を拡大し、自治能力を向上させるためにも合併が必要となっています。

(2) 圏域全体の発展に向けて

地域の多様性・優位性を活かした地域づくり

両市町は農業を基調としながら、田原市臨海部に集積する工業、豊かな自然の中での観光・レクリエーションなど、特性ある産業を有しています。特に、農業・工業は全国有数の集積を持っていますが、これまで以上に世界経済の変化に対応しつつ、これらの優位性を活かし続けることが必要です。また、地域の歴史文化や自然環境、地域経済の多様性は、新たな地域戦略ともなりうるため、こうした地域づくりのためにも合併が必要です。

圏域全体の発展に向けての行政力の強化

豊川の流域圏として、東三河地域は自然や経済の一体的なつながりを持っています。地域経済力の確保と住民生活の充足に応えるためには、将来的に東三河地域や周辺地域が一体化し、例えば、政令指定都市規模を目指すなど、より大規模な広域合併が進むことも考えられます。

一昨年の渥美郡3町合併の不調後、昨年8月に田原町と赤羽根町が合併し、田原市が誕生しましたが、こうした大規模な自治体再編が進む可能性がある中、渥美半島の行政力を強化し、自立を保つためにも両市町の合併が必要です。

2 計画策定の方針

(1) 計画の性格

本計画は、合併特例法第5条第1項に基づく市町村建設計画であり、合併後における新市の建設を効果的に推進するため、まちづくりの基本方針等を明らかにするものです。

事業に関しては、新市の建設の根幹となるべき主要事業や特徴的な事業を掲載することとしており、新市の全分野に及ぶ個別事業を網羅するものではありません。

なお、計画策定以降の社会経済情勢や財政状況等の変化により、本計画の変更の必要性が生じた場合は、新市において本計画を変更することとします。

(2) 計画策定の留意点

計画策定に当たり、当協議会では主に次の点に留意して本計画を作成します。

両市町の個性や地域要望に配慮しながら、新市の建設にとって真に必要な事業等を位置付け、合理的で健全な行財政運営に裏付けられた計画とする。

旧市及び旧町意識を早期に解消し、新市の一体性及び市民の交流・連携が進められるよう配慮する。

地域住民全体の生活水準・文化水準を高め、併せて、組織・運営の合理化が図られるよう配慮する。

地域の地理的・自然的・歴史的な特徴等を活かし、市域全体のバランスある発展や新市全体のレベルアップに資するよう配慮する。

(3) 計画の期間

本計画の計画期間は、合併年度の平成17年度及びこれに続く10年度間(平成17年度～27年度)とします。

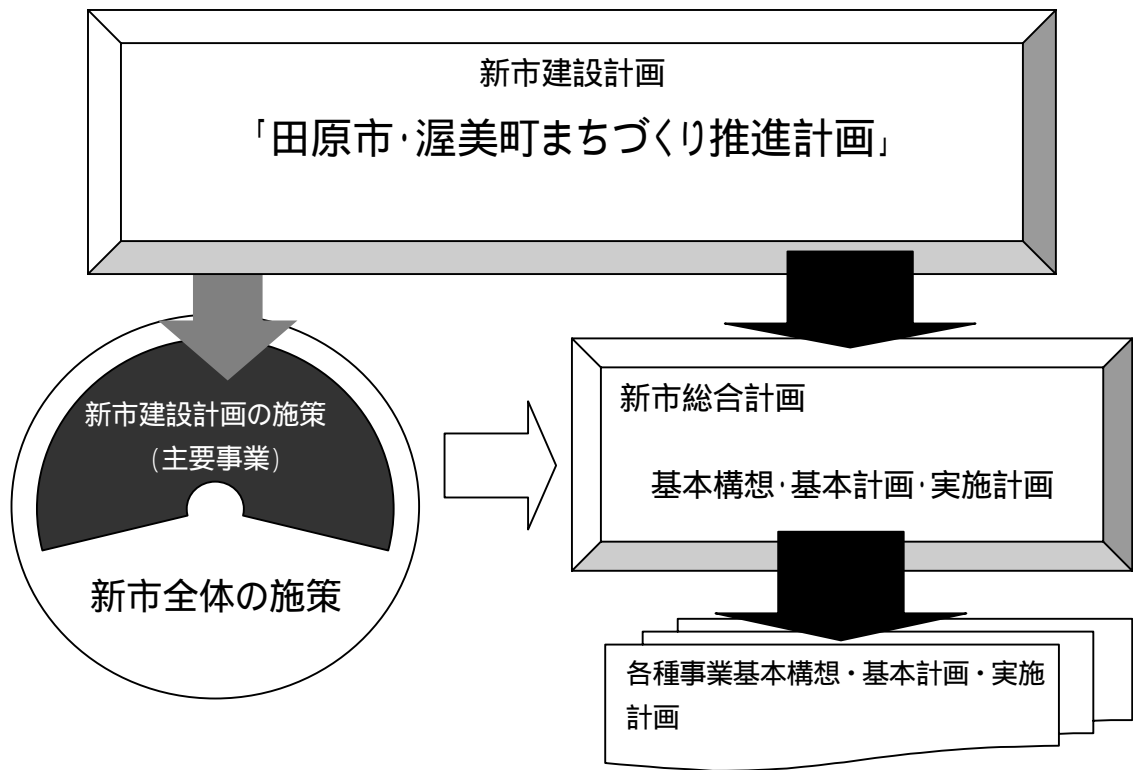
(4) 総合計画との関係

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない(地方自治法第2条第4項)」とされています。

このため、合併後の新市において、新市の基本構想を含む総合計画を策定しますが、新市総合計画が策定されるまでの間は、現田原市の町総合計画の基本構想(平成8年度～21世紀初頭)を新市の基本構想とし、この間の総合計画の運営においては、本計画及び基本構想に基づく新市の実施計画を策定し、計画的な行財政運営を図るものとします。

なお、新市の基本構想及び総合計画の策定時には、本計画を尊重し、その趣旨・内容等に配慮した形で審議することとし、併せて、新市全分野に及ぶ事務事業等についてもその際に審議・検討することとします。

新市建設計画と総合計画との関係



(5) 計画の構成

合併特例法第5条第1項との関係では、第2章が「新市の建設の基本方針」、第4章及び第5章が「新市または愛知県が実施する新市の建設の根幹となるべき事業に関する事項」、第6章が「公共施設の統合整備に関する事項」、第7章が「新市の財政計画」であり、これにその他の章を加えた構成としています。

第1章 新市の概況

1 主要指標

区 分	新市計		田原市		渥美町	
	数値	割合	数値	割合	数値	割合
人口(H12 国勢調査)	65,534 人		43,132 人	66%	22,402 人	34%
世帯数(H12 国勢調査)	19,362 世帯		13,618 世帯	70%	5,744 世帯	30%
行政面積(H15 国土交通省国土地理院数値)	188.58 k m ²		106.40 k m ²	56%	82.18 k m ²	44%
農業産出額(H15 農林水産統計)	722 億円		335 億円	46%	387 億円	54%
製造品出荷額等(H15 工業統計調査速報)	18,783 億円		18,745 億円	99.8%	38 億円	0.2%
卸売・小売業年間販売額(H14 あいちの商業)	996 億円		615 億円	62%	381 億円	38%
観光入込客数(H14 愛知県観光レクリエーション利用者統計)	325 万人		150 万人	46%	175 万人	54%
標準財政規模(H16)	208 億円		159 億円	76%	49 億円	24%
公債費比率(H15)	8.5 %		7.0 %	-	13.1 %	-
経常収支比率(H15)	65.3 %		58.9 %	-	84.7 %	-
財政力指数(H16 単年度)	1.25		1.62	-	0.62	-
H15 決算 歳入総額	340 億円		260 億円	76%	80 億円	24%
地方税	153 億円		127 億円	83%	26 億円	17%
" (歳入構成率)	(44.9 %)		(48.7 %)		(32.5 %)	
普通交付税	27 億円		10 億円	37%	17 億円	63%
H15 決算 歳出総額	314 億円		238 億円	76%	76 億円	24%
投資的経費	109 億円		96 億円	88%	13 億円	12%
" (歳出構成率)	(34.8 %)		(40.3 %)		(17.4 %)	
H15 決算 地方債現在高	256 億円		176 億円	69%	80 億円	31%
H15 決算 土地開発基金	34 億円		26 億円	76%	8 億円	24%
H15 決算 積立金現在高	44 億円		36 億円	82%	8 億円	18%
職員数(H16.4.1)	843 人		522 人	62%	321 人	38%
議員数(H16.4.1)	- 人		26 人	-	18 人	-

新市計：現時点での各市町財政関係数値を単純合計した数値であり、合併協議及び新市施行後の運営によって変わってきます。

各財政状況・職員数・議員数：田原市・渥美町資料

2 概況

(1) 位置・地勢・面積

新市は日本のほぼ中央、愛知県南端の渥美半島に位置します。北は風光明媚な三河湾、南は雄大な太平洋に面し、東は豊橋市、西は伊良湖水道を隔てて、伊勢志摩(三重県)を臨みます。

東西方向の延長は約 30km、南北方向の延長は約 15.5km、面積は 188.58k m²です。

新市の地目別構成(平成 15 年土地に関する統計年報 / 愛知県)は、農用地(35.1%)と森林(28.7%)が多く、次いで、宅地(11.0%)、道路(9.3%)、水面・河川・水路(4.4%)、その他(11.5%)となっています。

(2) 自然

新市の区域は三河湾国定公園、渥美半島県立自然公園に指定されており、三河湾、太平洋に囲まれ、赤石山系の標高 300m前後の山々が連なっています。中でも伊良湖岬、蔵王山、大石海岸(太平洋ロングビーチ)などは、大勢の観光客が訪れる景勝地となっています。

また、特性の異なる 2 つの海に面していることから多様な動植物相がみられ、表浜のアカウミガメ、三河湾のスナメリ、伊良湖岬のサシバ(鷹)の渡り、全国有数の渡り鳥の飛来地である汐川干潟、国指定のシデコブシや貴重種のハマボウ等の群生地、県指定天然記念物の黒河湿地に生息するハッコウトンボなど、貴重な動植物の宝庫となっています。

気候は、冬季の北西風がやや強いものの、太平洋の黒潮の影響で、冬暖かく夏涼しい温暖な気候となっています。

(3) 歴史

吉胡・伊川津・保美の三大貝塚を始め、数多くの縄文遺跡が点在しており、古くから人々の生活が営まれてきました。また、奈良時代から製塩が、平安時代終わりから鎌倉時代にかけては「やきもの(渥美焼)」が盛んに行われ、中世における窯業の一大産地として発展しています。

南北朝の争乱期から戦国時代になると、それまで伊勢神宮領が大部分であった渥美半島でも神宮領から公卿領、さらに戦国国人層の所領へと徐々に支配の形態が変化してきます。文明 12 年(1480 年)頃、田原城を築いた戸田氏は、一時、渥美半島全域と知多半島の南半分を領有しましたが、天文 16 年(1547 年)には今川義元、永禄 8 年(1565 年)には徳川家康の攻略を受け、その支配下となり、天正 18 年(1590 年)には東三河一円を領有した吉田城主池田輝政に統治されることとなります。

江戸時代になると、渥美半島内は、藩領・旗本知行地・天領(幕府直轄領)・寺領が入り組んで存在しました。田原城を中心とする田原藩は、寛文 4 年(1664 年)には、三宅康勝が田原城主となり、以後三宅家が 12 代にわたり 1 万 2 千石を領有しています。なお、幕末の先覚者、画家として有名な渡辺華山は田原藩の家老職にありました。一方、元禄元年(1688 年)には、大垣新田藩が戸田氏成によって成立し、現在の渥美町の福江にあたる畠村に陣屋を構え、その他にも旗本清水氏・諏訪氏・本多氏などの支配が明治維新まで続いています。

明治 4 年(1871 年)の廃藩置県、改置府県により、渥美半島における全村は額田県の所属となり、翌年には現在の愛知県の所属となりました。また、明治 22 年(1889 年)「市制町村制」が施行され、同 39 年(1906 年)には豊橋市と渥美郡が分離しました。次いで、昭和 30 年(1955 年)1 月、旧田原町、神戸村、野田村が合併後、同年 4 月、杉山村の一部(六連地区)を編入して田原町となりました。また、同年 4 月、福江町、伊良湖岬村、泉村が合併して渥美町となり、赤羽根村は昭和 33 年(1958 年)11 月に町制施行して、赤羽根町となりました。

その後の昭和から平成にかけては、田原町・赤羽根町・渥美町による 3 町の時代が続きましたが、合併特例法の改正を背景としたいわゆる平成の大合併により、平成 15 年(2003 年)年 8 月 20 日、田原町が赤羽根町を編入合併するとともに市制施行を行い、田原市が誕生しています。

(4) 産業

新市の農業は昭和 43 年の豊川用水の全面通水以来、飛躍的な発展を遂げ、新市の農業産出額（平成 15 年）は、全国市町村第 1 位の 722 億円となります。その 50%は電照菊などの花き、27%は野菜、21%は畜産が占めており、いずれも極めて収益性の高い農業が営まれています。

新市の工業は、昭和 39 年の東三河工業整備特別地域の指定を契機に造成が進められた三河港臨海工業用地田原地区に集積され、製造品出荷額等は、県下第 3 位の 1 兆 8,783 億円（平成 15 年）で、その内の大部分を輸送機械製造業が占めています。

新市には、伊良湖岬を始めとして、蔵王山、サンテパルク田原、大石海岸（太平洋ロングビーチ）など、半島という地理的特性と海・山の自然、歴史資源など、観光資源が数多く分布しており、観光入込客数は年間 325 万人（平成 14 年）に達しています。

3 人口動態の見通し

(1) 人口

新市の総人口は、平成12年10月時点で65,534人となっており、平成7年から0.4%増加しています。年齢別人口では、高齢化率が18.9%まで上昇しており、平成7年に比べ2ポイント増加しています。また、平成12年同時点の世帯数は、19,362世帯となっています。

平成14年(2002年)1月に公表された人口予測によると、日本の総人口は今後も緩やかに増加し、平成18年(2006年)に1億2,774万人でピークに達した後、以後長期の人口減少過程に入るものと予測されています。一方、新市は、昭和50年(1975年)代からの臨海部における企業進出やその後の住宅開発等の進展により、増加率は鈍化しているものの一貫して増加傾向を続けています。

将来人口については、平成15年(2003年)8月の市制施行によるイメージアップや新たな市街地整備、住宅開発、臨海部工業用地への企業誘致などによる社会増が見込まれ、平成27年度(2015年)の人口を67,000人と設定します。

年齢別人口のうち、65歳以上の老年人口については、少子高齢化の進行により、平成27年度(2015年)の高齢化率を24.6%と設定します。

(2) 世帯数

世帯数については、人口の増加や核家族化の進行から、27年度(2015年)の世帯数を23,000世帯と設定します。

人口及び世帯数の見込み

(単位：人、世帯、%)

年号		平成2年	平成7年	平成12年	平成22年	平成27年
区分		(1990)	(1995)	(2000)	(2010)	(2015)
総人口		64,978	65,243	65,534	66,000	67,000
年齢別人口	0～14歳	13,264	12,261	10,893	8,800	8,200
	年少人口構成比	20.4	18.8	16.6	13.3	12.2
	15～64歳	42,299	41,927	42,235	42,500	42,300
	生産年齢人口構成比	65.1	64.3	64.4	64.4	63.1
	65歳以上	9,397	11,055	12,402	14,700	16,500
	老年人口構成比(高齢化率)	14.5	16.9	18.9	22.3	24.6
	年齢不詳	18	0	4	-	-
世帯数		17,471	17,914	19,362	21,500	23,000
1世帯当たり人員		3.72	3.64	3.38	3.07	2.91

(資料：国勢調査、H22、H27は推計値)

(3) 就業人口

就業者数は、臨海部の企業進出等により増加しており、総人口に対する就業者数の割合も一定して増加しています。将来の就業者数についても、臨海部の企業誘致等による社会増が見込まれ、平成 27 年度（2015 年）の就業者数を 41,600 人と設定します。

第 1 次産業は、高い農業産出額を誇るものの、輸入農産物の増加、農業従事者の高齢化等の影響により、就業者数は減少傾向にあります。このすう勢は今後も続くものと考えられ、平成 27 年度（2015 年）の就業者数を 12,400 人と設定します。

第 2 次産業就業者数は、昭和 55 年（1980 年）以降は臨海部の企業進出等により急激に増加しましたが、近年は微増にとどまっています。将来的には、田原 1・2 区、田原 4 区など臨海工業用地の活用など産業振興策の推進によって、就業者数は増加するものと見込まれ、平成 27 年度（2015 年）で 12,900 人と設定します。

第 3 次産業就業者数は、総人口の増加と、第 2 次産業の発展に伴う増加が見込まれ、平成 27 年度（2015 年）で 16,300 人と設定します。

産業別就業人口の見通し

（単位：人、％）

年号 区分	平成 2 年 (1990)	平成 7 年 (1995)	平成 12 年 (2000)	平成 22 年 (2010)	平成 27 年 (2015)
就業者数	38,155	38,702	39,340	40,500	41,600
就業者率	58.7	59.3	60.0	61.4	62.1
第 1 次産業	14,822	14,169	13,837	12,800	12,400
第 1 次産業就業者率	38.8	36.6	35.2	31.6	29.8
第 2 次産業	10,148	10,016	10,590	12,200	12,900
第 2 次産業就業者率	26.6	25.9	26.9	30.1	31.0
第 3 次産業	13,160	14,479	14,881	15,500	16,300
第 3 次産業就業者率	34.5	37.4	37.8	38.3	39.2

（資料：国勢調査、H22、H27 は推計値）

4 地域の課題

田原市・渥美町における地域づくりの主な課題としては、次の点が挙げられます。

市街地の整備

田原市の中心市街地は、商業・業務、教育文化、交通及び行政機能等の中心拠点でありながら、建築物の老朽化、人口減少や高齢化の進行、主要道路が整備途上であるなど、新市中心部としてふさわしい都市空間が形成されていません。また、赤羽根地区や渥美町内においては、地理的な要因や土地利用の違いもあり、都市基盤が十分に整備されている状況にありません。

地域防災対策の充実

田原市・渥美町全域が東海地震の地震防災対策強化地域と東南海地震の地震防災対策推進地域に相次いで指定され、公共施設の耐震工事や一般家屋の耐震診断の支援等を進めていますが、まだまだ十分な状況にありません。また、自主防災組織の充実や情報伝達手段の確保などの課題があります。

環境社会への対応

地球環境問題やエネルギー需給問題に対して、省資源・省エネルギー対策とともに、積極的な地域分散型の新エネルギーの導入が期待されていますが、日照時間の国内水準を一段上回る太陽光や良好な風、大量に発生している家畜糞尿等の地域エネルギー資源がまだ十分に活用されている状態にありません。また、河川や三河湾などの水質汚濁をはじめ、太平洋岸ではウミガメの保護や砂浜の減少、崖森の保全等の課題があります。

地域コミュニティの確立

少子高齢化の進行に加え、地域意識の希薄化や価値観の変化により、かつての地域コミュニティの継続が難しくなりつつあります。また、一方で、今後の増大・多様化する行政ニーズへ対応するためには、行政と地域の連携による地域協働の理念が不可欠でありながら、両者の役割分担を始め、新たな参画も期待される NPO やボランティアの育成、高齢者や女性の位置付け等が充分ではありません。

教育文化の振興

小中学校施設は、これまで一通りの施設整備が進んできたものの、地震対策としての耐震工事が十分な状況にありません。また、少子化の進行により、小中学校における学校規模の適正化及び適正配置の課題があります。地域全体の問題として、かねてより大学等高等教育機関の設置が課題とされてきましたが、農業やまちづくりの活性化のため、実現に向けての取り組みが必要です。スポーツ・文化施設については、住民ニーズの変化に対応した施設づくりが求められています。一方、両市町内には、貴重な歴史や文化、祭りや伝統芸能がありますが、その保存・活用や後継者対策に課題があります。

産業の活性化

基幹産業の農業は、国内の産地間競争の一層の激化や安価な輸入農畜産物の増加等により、将来への展望が不透明な状況にあります。水産業は、漁業環境の悪化や漁業者の高齢化が進み、厳しい状況にあります。工業は、臨海部への大手自動車企業及び関連企業の進出・操業等により、

田原市の行財政や地域全体の活力の向上等に大きく貢献していますが、国際競争の激化とともに、全国各地で生産拠点の海外移転が進行しており、今後の企業誘致や臨海部の土地利用への影響等が懸念されます。商業・観光は、消費の低迷や多様化に対応できず、他地域への流動化も見受けられます。なお、太平洋岸の表浜は、釣り、サーフィン、地引網等の産業振興や地域おこしの資源がありますが、周辺施設の整備が不十分です。

幹線道路の整備

新市は国内有数の農業・工業の集積があるものの、最寄の高速道路インターチェンジまでの所要時間は田原市からでも約1時間必要であり、産業活動面だけでなく、日常生活の利便性の面においても、新市の発展のためには幹線道路の整備が不可欠となっています。また、渥美半島の大動脈である一般国道259号については、バイパス等の早期整備が期待されています。なお、太平洋岸を結び、観光・農業物流等を支えるとともに沿線地域の生活も支えている幹線道路の一般国道42号は、赤羽根市街地において、カーブ箇所や歩道の未整備区間もあり、今後の市街地整備にあわせて安全性の向上と円滑な交通を両立する必要性が一層高まるものと見込まれます。

広域的な地域整備

伊勢湾口道路や中部国際空港等、この地域に大きな影響を与えるプロジェクトが計画・進行していますが、これらのインパクトを新市の地域づくりに活かす必要があります。また、国際交流や姉妹都市交流、県境を越えた連携事業や豊川流域及び東三河地域の交流も進められていますが、今後は、新市として新たな役割を認識し、広域的な視点に立ったより大きな戦略が必要です。

行財政改革の実現

地方分権の時代を迎え、これまで両市町とも行財政改革に取り組んできましたが、合併を契機として、より一層の行財政改革を行うことが不可欠です。また、ますます多様化・高度化する行政ニーズに対応するための体制が十分ではありません。

第2章 基本方針

1 新市の将来像

(1) 新市の将来都市像

「うるおいと活力のある田園共生都市（ガーデンシティ）」

～地域の個性と連携を目指して～

(2) 新市の将来目標

新市の将来都市像を達成するため、まちづくりの将来目標を次のとおり設定します。

個性が響き合う地域

これまでに育んできた歴史・文化等、両市町の個性を新市の中で互いに高め合う地域づくりを目指します。

安全で安心して暮らせる地域

子供から高齢者に至るまで、生き生きと生活し、安全で安心して住み続けることのできる地域づくりを目指します。

うるおいのある美しい地域

天与の資源である両市町の自然を次世代に残しつつ、健全な生態系の維持・回復及び地域の貴重な環境資源を利活用した環境共生型の地域づくりを目指します。

参加と協働による活力ある地域

市民参加による自己決定・自己責任の実現、市民と行政の協働による個性を発揮した活力ある地域づくりを目指します。

世界に開かれた地域

新市の経済を支える農業・工業は、国際的な変化に直面しており、こうした状況を直視しながら、新時代を開く地域づくりを目指します。

2 施策の体系

新市の施策は、次の「新市の主要施策」「新市の戦略ビジョン」「地域経営」の3つで構成します。

(1) 新市の主要施策(ガーデンシティ・プロジェクト)

地域の個性を活かした基盤整備の推進

両市町の生活拠点を重視し、地域の個性を活かした基盤整備を進め、交通網や情報基盤等、新市内がネットワーク化された都市づくりを推進します。また、イベント事業の開催等により、新市全体の速やかな一体化の促進を図ります。

安全で安心できる生活環境・地域福祉の推進

地震、風水害等に備えた災害に強いまちづくり、地域全体がハード・ソフト両面で高齢者、障害者、児童などに配慮した社会の実現、保健、地域医療、地域福祉の充実等により安全で安心して生活できるまちづくりを進めます。また、安心して生活できる地域づくりを推進するため、防犯体制の充実や防犯活動の促進に努めます。

地域環境の保全と資源循環の推進

三河湾・表浜・里山等の貴重な自然環境の保全を図るとともに、広く地域社会全体において環境保全に対する配慮を促し、日常生活や産業活動から発生する廃棄物の3R(Reduce:減量化、Reuse:再使用、Recycle:再利用)の推進、並びに、太陽光・風力等のエネルギー活用に努めるなど、循環型社会を目指したより魅力ある地域を創造します。

市民参加・協働型自治の推進

地域特性を生かし、多様な市民ニーズに対応した分権型自治を実現するため、小学校区コミュニティを基盤とした地域づくりを推進するとともに、市民・地域コミュニティ・各種団体・企業等と行政間の役割や責任を分担した協働型の地域運営を推進します。

地域を担う人材育成・教育文化の振興

市民一人ひとりが持つ能力を高め、充実した人生を送るとともに、それぞれが地域社会にその能力を還元することで、豊かで多様性に富んだ地域づくりを実現するため、教育環境の整備や歴史・芸術、教育文化を活かしたまちづくりを振興します。

産業活力の創出

農漁業、工業、商業、観光の各分野について、先行的な支援を行います。とりわけ、日本一の産地となる農業、世界的自動車港湾となっている三河港臨海部を中心とする工業について、経済のグローバル化に対応した体制づくり、競争力強化のための一層の基盤整備を推進します。

広域連携による地域整備の推進

各市町で交流してきた実績を継承するとともに、新市としてさらに発展させ、このインパクトをまちづくりに総合的に活かすため、より積極的な広域交流・広域連携事業を推進します。

(2) 新市の戦略ビジョン

新市の積極的なまちづくりの姿勢を広く内外にアピールするため、特に新たな時代の変化に対応する先進的・特徴的な施策については、ハード・ソフト両面にわたる構想(ビジョン)として打ち出し、これらを通じた新市の戦略ビジョンとして施策の具体化を目指します。

なお、ビジョンを進める際の積極的な取り組み姿勢を表わすため、次のキャッチフレーズを設定しました。

～ウィンド(新しい風を起こし)&ウェーブ(時代の波を乗り切る)～

このキャッチフレーズを合言葉に、次の各構想に取り組みます。なお、これらの構想は、急激な時代の変化に対応するため、事業内容等については、逐次その状況に応じて見直しを検討します。

住民自治構想(ホームタウン構想)

安心安全構想(セーフティシティ構想)

環境共生構想(エコロジーシティ構想)

資源活用構想(ミュージアムシティ構想)

雇用活性化構想(インダストリアルシティ構想)

(3) 地域経営(シティマネジメント)

新市の主要施策や戦略ビジョンをかなえ、行財政基盤の強化や自治能力の向上を図るため、新市においては、地域経営の理念を今まで以上に重要視した組織体制の見直し及び行財政運営の実施に取り組めます。

第3章 土地利用の方向性

新市の将来像「うるおいと活力のある田園共生都市(ガーデンシティ)」を実現するため、各地区の自然環境や地理的条件、既存施設の集積や土地利用の状況等を総合的に考慮し、その立地特性に合わせた施策を展開する場所として、「地区拠点」及び「特徴的ゾーン」を位置付け、これらの土地利用の方向性を示します。また、これらの拠点やゾーンを有機的に結び、施策の整備効果等を高めるとともに、新市の産業活動や市民生活を支える重要な基盤として、道路ネットワークの整備について以下のように示します。

1 地区拠点の整備

新市中心市街地

新市の中心市街地として、商業・業務、教育文化、生活・居住など、高度で多様な都市機能の充実に図ります。

赤羽根市街地

新市のサブ核として、自然と調和した快適な居住環境の形成を図るため、土地区画整理等の手法による市街地整備を進めます。

福江市街地

新市のサブ核として、快適な居住環境の整備、個性的な景観を形成する市街地整備を図ります。

新市交流拠点

渥美半島の中央に位置し、新市を構成する両市町境の芦ヶ池周辺に、新市民の活発な交流を支援する中央交流拠点を位置付けます。また、各地区の特徴や既存施設の蓄積に合わせた地域整備を推進するため、市博物館や中央図書館、生涯学習施設等が集積するスポーツ・文化交流拠点、観光を主体とした伊良湖交流拠点、干潟や海浜公園を有し、波静かな海に面した三河湾交流拠点、太平洋岸の雄大な海浜を有する表浜交流拠点について、それぞれの特性を活かした拠点整備を図ります。

2 特徴的ゾーンの整備

臨海産業ゾーン

広域的な産業・物流拠点として、企業誘致の促進等による土地利用の高度化、港湾機能の強化を促進します。

農業活性化ゾーン

農業生産基盤の整備や環境保全型農業の促進、遊休農地の解消など、新市の基幹産業である農業の活性化を図ります。

表浜海浜環境ゾーン

表浜の自然環境及び景観を保全するとともに、サーフィン・釣り・地引網など海の資源を活用した観光的な利用を促進します。

三河湾環境ゾーン

栽培漁業の推進など一層の漁業振興を図るとともに、三河湾浄化を促進し、海水浴・釣り・干潟の利活用等、自然と親しむ場を整備します。

自然景観形成ゾーン

新市の景観として大きな要素を持つ、里山等の自然を保全します。

3 新市道路ネットワークの整備

広域幹線道路

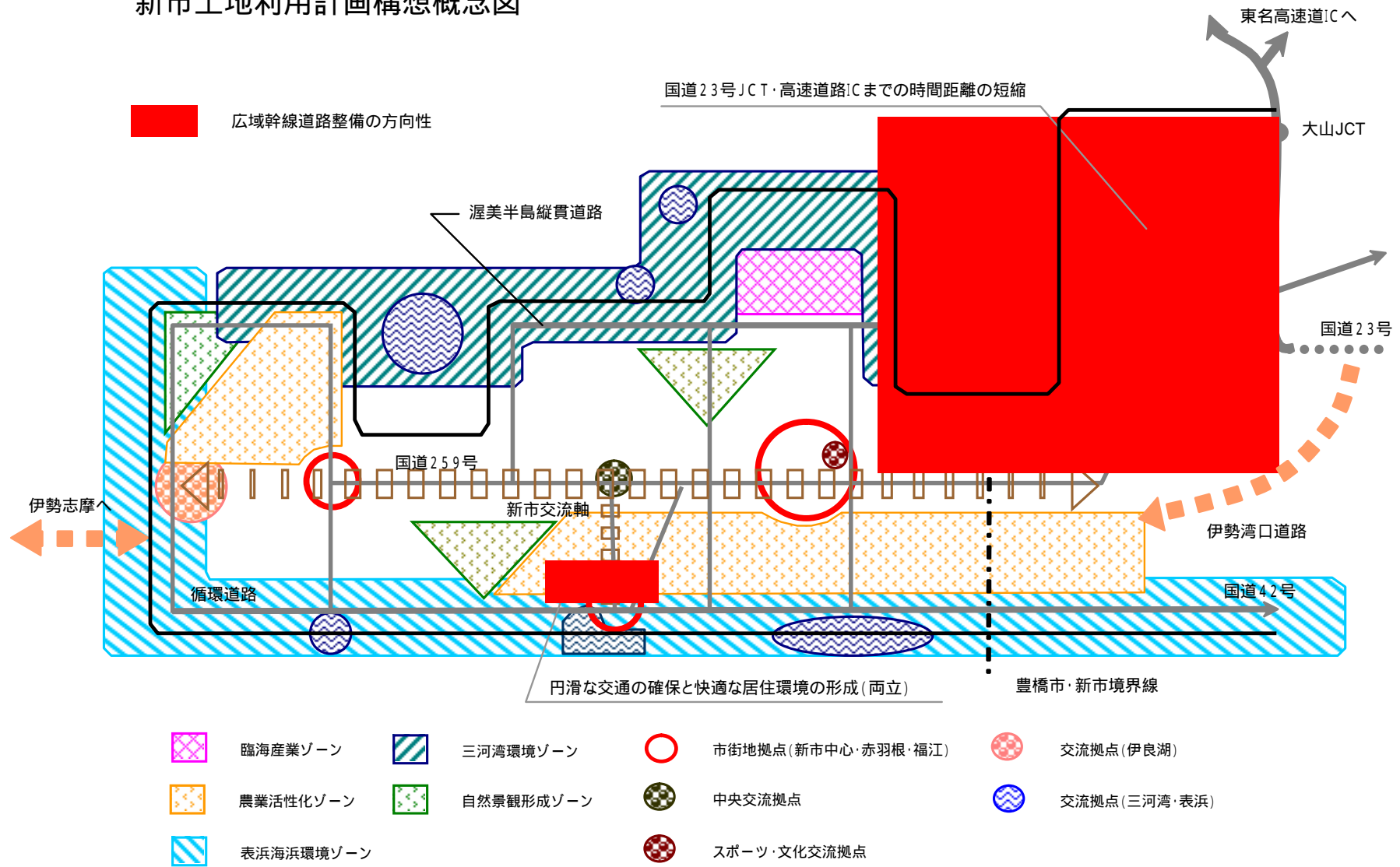
全国有数の集積や発展可能性を持つ新市の農業・工業、観光・レクリエーションを振興し、新市及び半島全域の発展を図るためには、新市と東名・第二東名等広域幹線道路網を結ぶアクセスの整備が不可欠です。このため、太平洋新国土軸の基幹道路となる伊勢湾口道路を始め、臨海部の発展の鍵を握る東三河縦貫軸（渥美半島縦貫道路等）、新市の中心市街地を通り半島の中央を走る一般国道 259 号などの整備を促進し、新市から一般国道 23 号、さらに、東名高速道路インターチェンジまでの時間距離の大幅な短縮を目指します。また、新市の太平洋沿岸の動脈である一般国道 42 号が通る赤羽根市街地では、円滑な交通を確保しつつ、快適な居住環境の形成に寄与する道路整備を目指します。

新市交流軸と循環道路の整備

新市は東西 30km と長く、市民活動の一体化や産業活動の障害となっているため、3 つの市街地拠点間を結ぶ新市交流軸を整備し、各拠点間の移動時間 15 分を目指します。

また、市民生活の利便性や安全性を高め、市民の活発な交流促進を図るため、市内の多様な拠点間を結ぶ循環道路（南北横断道路等）等の整備を進めます。

新市土地利用計画構想概念図



新市建設計画の施策の体系

新市の課題

市街地の整備 地域防災対策の充実 環境社会への対応 地域コミュニティの確立 教育文化の振興
産業の活性化 幹線道路の整備 広域的な地域整備 行財政改革の実現

将来都市像

うるおいと活力のある田園共生都市(ガーデンシティ)
～地域の個性と連携を目指して～

将来目標

- ・個性が響き合う地域
- ・安全で安心して暮らせる地域
- ・うるおいのある美しい地域
- ・参加と協働による活力ある地域
- ・世界に開かれた地域

新市の主要施策 「ガーデンシティ・プロジェクト」

1. 地域の個性を活かした基盤整備の推進
2. 安全で安心できる生活環境・地域福祉の推進
3. 地域環境の保全と資源循環の推進
4. 市民参加・協働型自治の推進
5. 地域を担う人材育成・教育文化の振興
6. 産業活力の創出
7. 広域連携による地域整備の推進

新市の戦略ビジョン 「ウィンド&ウェーブ」

1. 住民自治構想(ホームタウン構想)
2. 安心安全構想(セーフティシティ構想)
3. 環境共生構想(エコロジーシティ構想)
4. 資源活用構想(ミュージアムシティ構想)
5. 雇用活性化構想(インダストリアルシティ構想)

新市の土地利用の方向性

1. 地区拠点の整備
新市中心市街地
赤羽根市街地
福江市街地
新市交流拠点
(中央、スポーツ・文化、伊良湖、三河湾、表浜)
2. 特徴的ゾーンの整備
(臨海産業、農業活性化、表浜海浜環境、三河湾環境、自然景観形成)
3. 新市道路ネットワークの整備
広域幹線道路
新市交流軸と循環道路

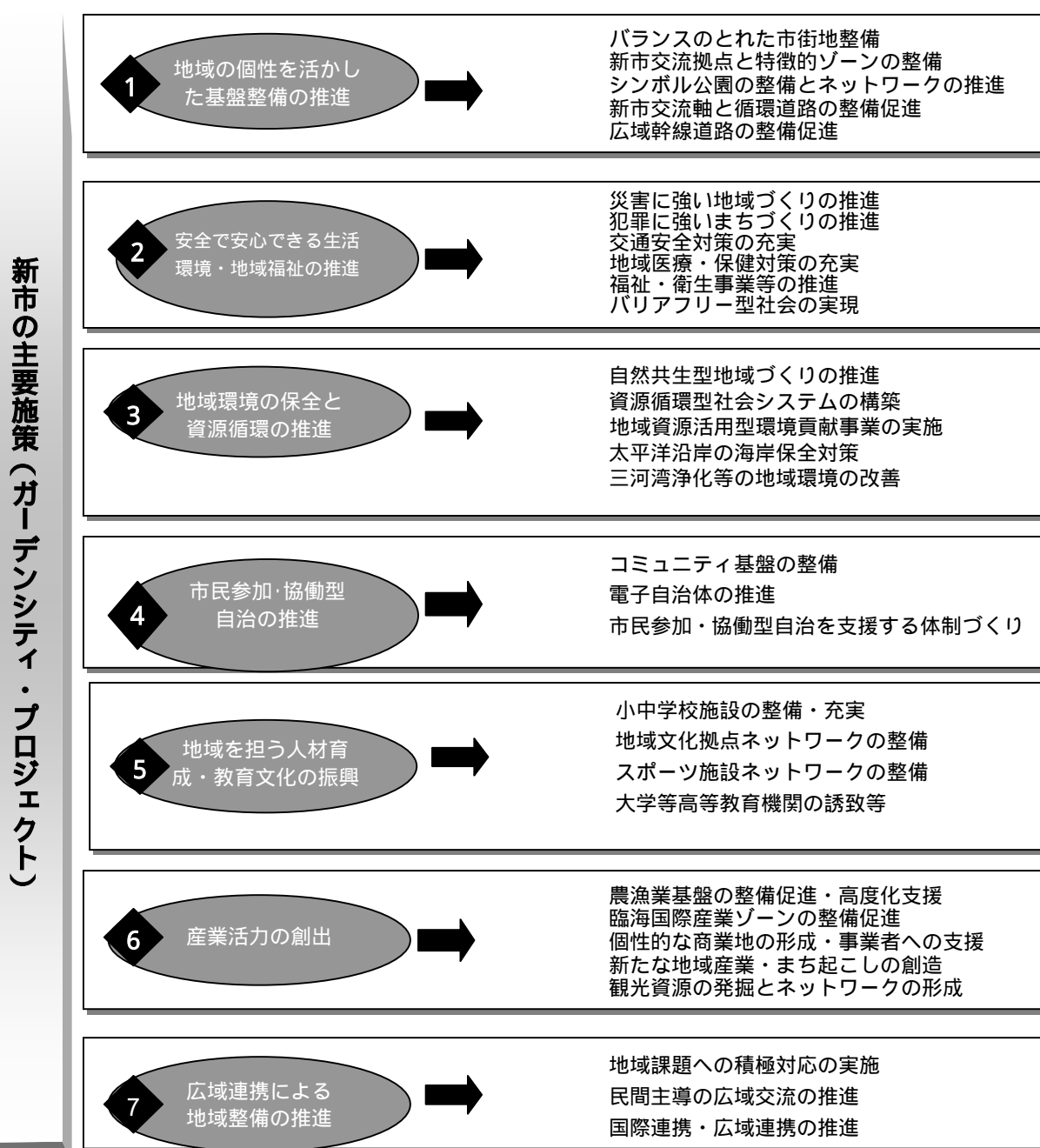
地域経営(シティマネジメント)

第4章 新市の施策

1 新市の主要施策（ガーデンシティ・プロジェクト）

将来像の「うるおいと活力のある田園共生都市（ガーデンシティ）」を実現するため、まちの基盤をつくる主要施策を記載します。新市の骨格をつくり、暮らしやすく、快適な生活を営むための基本的な事業です。

新市の主要施策の構成



(1) 地域の個性を活かした基盤整備の推進

バランスのとれた市街地整備

市街地では、これまでに蓄積された既存都市基盤を充実し、各地区がそれぞれの都市機能を補完し合い、新市全体としてバランスのとれた市街地形成を目指します。このため、土地区画整理事業、住宅整備事業、街路・都市公園等都市計画事業等の整備手法を立地特性や地域特性に合わせて導入します。なお、市街地の都市機能として重要な駅周辺整備や新市の組織再編に対応した市庁舎整備を実施します。今後の住宅地整備や住宅開発の際には、需要動向に十分留意した計画的な実施を図ることとし、ライフスタイルの変化や環境・福祉社会に対応した住宅の普及促進に努めます。

新市交流拠点と特徴的ゾーンの整備

市民が地域に誇りと愛着を感じ、外来者にとっても魅力的な地域づくりを進めるため、新市の中央交流拠点、スポーツ・文化、伊良湖、表浜、三河湾の各交流拠点についての機能整備を図ります。また、臨海産業ゾーン、農業活性化ゾーン、表浜海浜環境ゾーン、三河湾環境ゾーン、自然景観形成ゾーンにおいて保全・活用事業を実施します。

シンボル公園の整備とネットワークの推進

都市計画公園を始め、地域の特性を生かした公園施設の整備・充実を一層促進します。また、新たに本市の特長を生かした公園整備等を促進するため、新市の自然環境や景観、公園としての潜在的な魅力などを総点検し、適地における“シンボル公園”の整備を実施します。なお、これらの整備にあたっては、既存公園との有機的なネットワーク化を図り、より一層の魅力付けを目指します。

新市交流軸と循環道路の整備促進

15分を目標に新市の各市街地間を結ぶ新市交流軸及び新市内を循環する循環道路(南北横断道路等)等を整備し、新市内の交流・連携の促進を図ります。

また、日常生活や産業活動における利便性・安全性を向上するため、市民生活を支える市道の整備を進めます。

広域幹線道路の整備促進

新市の工業、農業、観光は、広域的な地域を流通・集客対象としており、広域幹線道路の整備が不可欠です。このため、国・県との緊密な連携の下に、太平洋新国土軸の基幹道路となる伊勢湾口道路の具体化と臨海部の発展の鍵を握る東三河縦貫軸(渥美半島縦貫道路等)、新市の中心市街地を通り、半島の中央を走る一般国道259号の整備促進を図るほか、新市から他地域への玄関口となる一般国道23号、さらに、東名高速道路インターチェンジまでの時間距離の大幅な短縮を目指します。また、一般国道42号が通

る赤羽根市街地においては、土地区画整理事業等市街地整備の推進に併せ、円滑な交通の確保と快適な居住環境の形成に寄与する道路整備に向けて努力します。

<主要事業>

事業名	事業概要	備考
市街地整備	土地区画整理事業	
都市計画街路等整備	都市計画道路整備事業、補助幹線道路整備事業	
	都市計画道路田原中央線整備	愛知県
公営住宅等整備	公営住宅建替事業等	
住宅開発	住宅開発事業	市公社
庁舎整備	田原市庁舎整備事業	
地区拠点・特徴的ゾーン整備	整備計画・事業手法検討、実施	
太平洋岸地域拠点整備	太平洋岸総合整備促進事業	
赤羽根海岸整備	赤羽根海岸拠点整備事業	
漁港・海岸整備	赤羽根漁港海岸環境整備	愛知県
公園整備	都市公園等整備事業	
道路等整備	幹線・生活道路整備、橋梁整備等	
幹線道路網整備	国道・県道等幹線道路整備	愛知県

(2) 安全で安心できる生活環境・地域福祉の推進

災害に強い地域づくりの推進

東海地震等に対応する地域防災対策として、大きな被害が想定される市街地において、安心・安全なまちづくりを目指す総合的なモデル事業を実施します。また、木造住宅の耐震診断・改修支援を継続するとともに、公共施設については、診断結果に基づく計画的な改修工事等を実施します。また、消防・防災対策として、自主防災組織の充実を始め、消防団の再編並びに施設整備の充実、防災通信網、耐震性貯水槽、防災備蓄倉庫等の整備を促進します。さらに、風水害や土砂災害に対応する治山事業、砂防事業、河川改修・水路整備等を実施します。

犯罪に強いまちづくりの推進

多発する犯罪を未然に防止し、安心して生活できるまちづくりを推進するため、防犯施設や防犯灯の充実などの環境整備を進めるとともに、警察や各防犯関係機関・団体、地域住民、ボランティアと一体となって、地域ぐるみの防犯体制の充実や防犯活動を促進し、犯罪のないまちづくりを目指します。

交通安全対策の充実

地域ぐるみの交通安全運動を進めるとともに、歩行者通行の多い道路における歩道の設置、ガードレールやカーブミラー、道路照明施設など交通安全施設の整備により、安全で快適な交通環境づくりを進めます。

地域医療・保健対策の充実

渥美病院に交付している運営費等補助金を継続していくとともに、渥美病院内に設置した病診連携室を中心とした病診連携の充実に努めます。また、予防医療として、健康づくりの推進・生活習慣の改善を図るとともに、母子保健等保健対策の充実に努めます。さらに、救急業務の高度化並びに救急医療体制の充実を図ります。

福祉・衛生事業等の推進

保育サービスについて、保育所の適正配置や幼保一元化等運営主体のあり方について検討するとともに、これに基づく保育所整備を実施します。また、放課後児童対策として、ニーズの高い地域については、民間活力等も視野に入れた学童保育施設の整備を推進します。さらに、高齢化対策として、需要に応じた老人福祉施設等の整備の検討を行います。なお、新規転入世帯の墓地需要に対応する公営霊園の整備や施設の老朽化に伴う斎場等の整備を実施します。

バリアフリー型社会の実現

高齢者及び障害者の社会参加を促進するため、まちづくりにおけるバリアフリー化を進めます。公共施設等における計画的なバリアフリー化を進めるとともに、高齢者及び障害者向け住宅改築支援など、人にやさしいまちづくりを推進します。

<主要事業>

事業名	事業概要	備考
防災施設等整備	防災施設設備整備事業	
消防施設等整備	消防施設設備整備事業、消防車両整備事業	
治山事業	治山事業	愛知県
砂防事業	急傾斜地崩壊防止施設整備、砂防設備整備	愛知県
河川・水路整備	河川整備事業、水路整備事業	
河川改修	二級河川整備	愛知県
水道事業	広域調整池整備事業	愛知県
安心・安全街づくり包括整備	安心・安全街づくり推進事業	
交通安全施設整備	道路交通安全施設整備事業	
地域医療整備	渥美病院整備補助	
保育所整備	保育所整備事業	
斎場・霊園等整備	斎場等整備事業、公営霊園整備事業	
バリアフリー推進	人にやさしい街づくり推進事業	

(3) 地域環境の保全と資源循環の推進

自然共生型地域づくりの推進

両市町で蓄積されてきた自然、歴史、施設、人材等の資源を、新市の立場から総点検し、その保全・活用方策の検討、事業の実施、ネットワーク化の方向性を検討します。特に、汐川干潟の渡り鳥、伊良湖のサシバ(鷹)の渡り、表浜のアカウミガメなどの特徴的自然やシデコブシ、ハマボウ、ヤチヤナギ等の生育地やハッチョウトンボの生息地等貴重な自然との共生を図るとともに、事業化の目途の立ったところからの保全・活用策を実施します。

資源循環型社会システムの構築

ゴミの減量化、ゴミを出さないシステムづくりを推進するとともに、廃棄物の資源化を進める新リサイクルセンターの安全・円滑な運営を市民・事業者とともに推進します。また、最終処分場の整備や既存施設の跡地整備等を実施します。また、産業廃棄物の処理については関係機関と広域的な処理方策を引き続き検討します。

地域資源活用型環境貢献事業の実施

環境教育・環境学習の推進や環境リーダーの育成を図り、地域環境力の向上に努めます。また、市民生活や事業活動における省資源・省エネルギーの推進を図るとともに、産業・生活分野で利用される化石エネルギーの自然エネルギーへの転換の検討などにより、地球環境にやさしい地域づくりを推進します。とりわけ、新市の地勢を活用した風力や太陽光などの自然エネルギーの利用促進や大量に発生している家畜糞尿のエネルギー化に取り組みます。

太平洋沿岸の海岸保全対策

海岸侵食が進む太平洋沿岸では、複合的な海岸侵食対策を実施するとともに、観光等貴重な地域資源として可能性を認識し、表浜交流拠点としての活用策の検討・実施を進めます。

三河湾浄化等の地域環境の改善

富栄養化が進む三河湾の浄化を推進すべく、河川浄化対策、公共下水道事業及び農業集落排水事業の推進、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進、産業系排水の適正化等により、汚濁物質の流入を削減するための対策を実施します。また、三河湾浄化意識が浸透するための教育・学習の推進、啓発活動を進めます。

<主要事業>

事業名	事業概要	備考
自然環境保全整備	汐川干潟保全整備事業	
廃棄物処理施設整備	廃棄物処理施設整備事業	
環境調和・環境貢献対策	新エネルギー・省エネルギー導入事業	
農業先端技術基盤推進	バイオマス利活用施設整備事業	
漁港・海岸整備	赤羽根漁港整備（離岸堤・防波堤）	愛知県
海岸保全整備	渥美海岸侵食対策、福江港海岸整備等	愛知県
三河湾浄化対策	公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備	

(4) 市民参加・協働型自治の推進

コミュニティ基盤の整備

市民参加を促し、新市の行政と市民や団体・コミュニティ組織等との適切な役割分担による協働型の地域運営等を推進する拠点として、小学校区単位の校区市民館の整備・改修や校区・コミュニティ広場の整備を進めます。整備にあたっては、今後の小学校区再編の動向に留意するとともに、行政窓口機能や情報・防災・福祉機能等の導入等も視野に入れた整備を実施します。また、小学校区を構成する地区単位の集会所整備等を支援します。

電子自治体の推進

より積極的な市民参加や協働型自治を推進するため、新市の総合的な情報化を推進します。新市内の拠点を結ぶWAN（Wide Area Network:広域情報通信網）整備、主要公共施設内のLAN（Local Area Network:構内情報通信網）整備を始め、国のe-Japan重点計画(高度情報通信ネットワーク社会の形成に関する重点計画)に基づく、電子申請システム、ICカード等を活用した先進的な情報アプリケーションの導入を図るとともに、CATV（ケーブルテレビ）網の整備を進め、そのインターネット環境を活用し、公と民が連携した双方向の情報伝達・情報活用システムを構築します。

市民参加・協働型自治を支援する体制づくり

コミュニティ活動やボランティア活動に対する情報面・施設面・運営面での総合的な支援に取り組みます。このため、市民参加を促す情報提供や活動をコーディネートする人材育成を図るとともに、NPO（Non Profit Organization:民間非営利組織）活動・コミュニティ活動支援事業、市政講座の充実、まちづくり推進基金の設置等に取り組みます。また、機能的な協働型自治の体制づくりとして、自治会組織やボランティア組織、多様な各種団体についての役割分担及びまちづくりのルールづくりの検討を行います。

<主要事業>

事業名	事業概要	備考
コミュニティ施設整備	コミュニティ拠点施設整備事業、コミュニティ施設整備支援事業	
情報ネットワーク整備	情報通信基盤整備事業、情報化システム構築、情報通信環境支援事業	
まちづくり推進基金	基金設置	
まちづくり活動支援	コミュニティ・NPO活動等支援事業	

(5) 地域を担う人材育成・教育文化の振興

小中学校施設の整備・充実

新市の未来を担う子どもたちが生きる力と豊かな心を育む場となる小中学校の整備として、耐震診断等に基づく校舎等学校施設の改修整備を実施するとともに、学校規模の適正化や適正配置、給食施設の老朽化に伴う施設の改修などを検討・実施します。また、高度情報化社会に対応可能な教育環境を整備するとともに、図書館や市民館等主要公共施設とのネットワーク化を進め、教育分野での学校間・地域間交流を推進します。

地域文化拠点ネットワークの整備

郷土の貴重な遺跡や歴史資産を保存し、次世代に引き継ぐため、未整備箇所の整備を実施するとともに、祭りや伝統芸能については、新市全体で保存や後継者の育成に努めます。また、音楽、演劇、美術、工芸など市民文化活動の振興のために、関係施設や関係機関とのネットワーク化を進め、利便性の向上、活動の活性化を図るとともに、必要に応じた施設・設備の充実に努めます。

スポーツ施設ネットワークの整備

既存のスポーツ及び社会体育関連施設の機能分担を行い、利便性の向上を図るため、特徴ある施設整備とネットワーク化を推進します。また、温水プール等市民の健康・スポーツ需要へ対応した施設の検討・整備を図るとともに、体育協会や関係団体相互の連携を図りながら、地域特性を活かしたニュースポーツの振興、スポーツ交流の拡充を支援します。

大学等高等教育機関の誘致等

地域の人材育成や福祉・農業分野の振興のみならず、中心市街地に若者を集めるなど、新市の総合的な発展のために、大学等高等教育機関・研究機関等の誘致を目指します。また、県立成章高等学校赤羽根校舎については、県立高等学校再編整備計画を踏まえた地域としての今後のあり方を検討します。なお、介護福祉士を養成している田原福祉専門学校については、ますます専門化・多様化する養成校への期待に対応した施設整備の充実に努めます。

<主要事業>

事業名	事業概要	備考
小中学校整備	小中学校施設整備事業	
学校教育施設整備	給食施設整備事業	
文化振興	文化団体支援	
文化財整備	文化財保存管理施設整備事業	
スポーツ振興	スポーツ団体支援	
田原福祉専門学校整備	田原福祉専門学校施設整備事業	
高等教育機関誘致	大学等誘致活動の実施	

(6) 産業活力の創出

農漁業基盤の整備促進・高度化支援

農業については、経営の安定化・効率化を図るための農業生産基盤や快適で魅力ある集落環境の整備等を総合的・計画的に実施します。また、21世紀型の新たな渥美半島の農業創造を目指し、経営全般にわたる農業のIT（情報通信技術）化の推進や新たな担い手支援・遊休農地対策等を総合的に進める拠点施設等の整備に取り組みます。

水産業については、漁業活動の安全性・効率性の向上、漁場環境の保全・創造の観点から、漁港施設、漁場等の整備を図るとともに、「つくり育てる漁業」への転換をより一層促進します。

臨海国際産業ゾーンの整備促進

新市の経済にとって重要な可能性を持つ三河港臨海部において、認定済みの構造改革特区「国際自動車特区」や地域再生計画「国際自動車産業交流都市」への積極的な対応を図り、国際産業地域の形成を目指します。国際化の中で変化している産業の拠点化を目指し、三河港の港湾機能の充実や工業用地・幹線道路網等の整備に努めるとともに、三河港の玄関口として田原公共ふ頭や臨海1区・4区における一層の整備促進を要望します。また、外資系企業をも視野に入れた誘致体制の拡充、進出企業優遇措置の実施、就業者向けの居住環境整備等、企業誘致に向けての戦略的な条件整備を推進します。

個性的な商業地の形成・事業者への支援

新市全体でバランスのとれた商業地の形成を目指して、市街地再開発区域を核とした周辺商業集積地の整備を推進するとともに、既存商店街の特色を活かしつつ、まちづくりと一体となった魅力ある個性的な商業空間の形成に努めます。また、担い手の人材育成、意欲ある事業者への融資等を行い、経営革新・地域産業創出を支援します。

新たな地域産業・まち起こしの創造

地域資源を新たな地域産業として育て、これを地域全体のまちづくりにも活かすため、地域の農水産物を地域で消費する「地産地消」の浸透や農漁業体験学習などを進めます。また、新たな産業の創造として、市民団体等による農水産品の広域販売など、生活者の立場からの事業起こしを支援します。

観光資源の発掘とネットワークの形成

既存の祭りやイベント、観光施設の魅力を向上するとともに、地域の恵まれた自然や歴史、特色ある農漁業・工業等の観光資源としての価値を認識し、自動車産業の観光化や温泉施設整備など、新たな観光資源の発掘・整備やこれらを既存観光施設等とネットワークで結ぶ観光ルート開発を進めます。そして、周辺観光都市との広域連携を強化し、より効果的な情報

発信を実施することでの集客力の向上を図ります。

<主要事業>

事業名	事業概要	備考
農村振興総合整備	農村振興総合整備事業	
農業基盤・施設整備	土地改良事業補助、豊川用水施設整備事業負担、農用地基盤整備事業、農業施設整備・維持事業	
農業基盤整備	土地改良総合整備事業、かんがい排水事業、ほ場整備事業、畑地帯総合土地改良事業、老朽ため池等整備事業、揮発油税財源身替農道整備事業	愛知県
農村集落環境整備	農村自然環境整備事業	愛知県
農地保全	排水機場等改修	愛知県
営農支援拠点施設整備	(仮称)営農支援センター整備事業	
経営構造対策整備	経営構造対策事業(リース)補助	
農業先端技術基盤推進	I T 農業推進・情報基盤整備事業	
港湾・漁港整備	港湾・漁港整備事業	
漁業基盤整備	広域漁場整備事業、福江漁港整備	愛知県
企業誘致推進	企業誘致体制拡充、企業誘致優遇措置	
三河港整備	三河港整備事業、臨海用地造成事業	愛知県
農業公園整備	芦ヶ池農業公園整備事業	
観光施設整備	観光施設整備(道の駅建設事業、権現の森整備事業、伊良湖岬観光施設整備、温泉導入施設整備等)	

(7) 広域連携による地域整備の推進

地域課題への積極対応の実施

既存広域団体等の実施する地域課題への取り組みについては、今後も新市として積極的に対応することで、広域幹線道路、三河港、三河湾浄化、水問題等新市全体の地域整備の推進を図ります。

民間主導の広域交流の推進

姉妹都市・友好都市交流等については、より市民が主役となって交流するための体制整備や事業実施を行い、交流の力を人材育成やまちづくりに発揮します。とりわけ、民間主導の国際交流活動を推進するため、国際交流団体の法人化等を支援します。

国際連携・広域連携の推進

産業が国際化・広域化する中、自治体にとってもネットワークが不可欠です。そこで、自動車産業や農業を基盤とした国際交流や、観光による伊勢地区・浜名湖地区との広域連携を推進し、新たな交流・産業機会の創出に努めます。

<主要事業>

事業名	事業概要	備考
広域幹線道路 三河港整備 水資源確保 三河湾浄化 海岸侵食対策	関係機関との連携による諸課題への対応	愛知県等
国内交流推進	姉妹都市等交流促進、施設運営	
国際交流推進	姉妹都市等交流促進、国際交流協会の法人化	
新市イベント開催	新市交流PRイベント開催・参加	

2 新市の戦略ビジョン

「ウィンド&ウェーブ」という取り組み姿勢のもと、時代の要請に対応し、新市の一層の発展を図るため、次の戦略プロジェクトを積極的に展開していきます。

(1) 住民自治構想(ホームタウン構想)

住民自治によるまちづくりを推進するため、誰もが自分の地域を我が町、我が家と思えるようなまちづくり・推進体制づくりを進めます。

<主要提案内容>

主要プロジェクト	プロジェクト概要(例示)
地域別まちづくり推進	【目的】 地区(町内会等)及び小学校区単位コミュニティ推進 ・地域別組織の再編検討 ・地域別まちづくり推進計画の策定 ・施設整備、地域別事業の支援
中学校区別まちづくり推進	【目的】 中学校区別行政課題への取り組み ・校区別課題の抽出・解消策の検討 ・中学校区別まちづくり推進計画の策定 ・中学校区別事業の実施
まちづくり推進基金	【目的】 住民自治によるまちづくりの支援 ・まちづくり推進基金造成
住民自治推進プロジェクト	【目的】 住民自治によるまちづくりの推進 ・まちづくり条例(要綱)制定の検討 ・意見集約のルールづくり(まちづくり団体連絡会議) ・NPO設立、まちづくり人材育成支援 ・社会貢献活動実践者等へのインセンティブ(奨励・報奨)付与検討 ・まちづくり・行政情報の提供
合併シンボル事業	【目的】 市民意識の一体化と田原市PRの促進 ・ネットワーク型合併シンボル公園設置 ・合併記念イベント実施 (タハラ・ブランド、アツミ半島PR事業等)

(2) 安心安全構想(セーフティシティ構想)

安心・安全なまちをつくるため、地震・火災等の災害、交通安全・高齢化等の社会問題の中で、誰もが安全で安心して生活できるまちづくりを進めます。

<主要提案内容>

主要プロジェクト	プロジェクト概要(例示)
防災体制整備	【目的】災害への対応強化 ・新市防災計画の策定 ・地域防災計画の策定 ・防災情報通信施設整備
耐震対策	【目的】大地震への対応強化 ・防災情報通信体制の確立 ・耐震化(公共施設・民間家屋)の推進 ・災害に強い施設整備(ライフライン、避難路・避難地、防災拠点)
非常備消防再編	【目的】消防体制の確立 ・消防団組織の活性化 ・非常備消防設備の整備
地域医療体制整備	【目的】地域医療機関の充実 ・医療機関の連携 ・渥美病院の機能充実支援
防犯体制整備	【目的】防犯体制の強化 ・防犯組織整備、防犯施設整備
地域福祉支援	【目的】高齢化社会への対応 ・グループホーム等の設置支援

(3) 環境共生構想(エコロジ - シティ構想)

環境と共生できるまちをつくるため、新市の地域特性を活かし、環境と調和した豊かな生活創造を進めます。

<主要提案内容>

主要プロジェクト	プロジェクト概要(例示)
リサイクル推進・廃棄物処理	<p>【目的】循環型地域社会への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新リサイクルセンターの適正運営 ・リサイクルプラザの充実 ・最終処分場の建設
エコエネ・シティ推進計画	<p>【目的】循環型地域社会への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコシティ推進計画の実現、エコエネ特区の検討・要望 ・公共施設への新エネ導入及び市民の新エネ導入支援 ・I S O 認証取得の拡大及び取得支援 ・風力発電・太陽光発電・低公害車導入の推進
菜の花エコプロジェクト	<p>【目的】循環型農業の実現</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遊休地等での菜の花栽培推奨 ・菜種油の給食利用、廃食油の燃料化
エコ・トランスポート(環境にやさしい交通手段)推進	<p>【目的】環境負荷の少ない交通体系整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関の利用促進(ぐるりんバス、民間バス・タクシー・鉄道) ・パーク&ライド事業推進(乗り継ぎ駐車場整備)
下水道整備	<p>【目的】水域環境の保全</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道等の推進
クラインガルテン(田園余暇体験宿泊)推進	<p>【目的】遊休農地の解消と農業余暇の提供・定住促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市交流農園の整備と農園付き住宅の分譲 ・余暇滞在施設の整備
河川・海域環境整備	<p>【目的】河川・海域環境の改善と利用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今池川橋梁等改修、馬草港公園整備 ・赤羽根漁港海岸環境整備、宇津江漁港海岸環境整備

(4) 資源活用構想(ミュージアムシティ構想)

新市の恵まれた自然や歴史・文化を地域づくりの資源として捉え、その保全・活用を図り、新市全体が博物館のような魅力あるまちづくりを進めます。

<主要提案内容>

主要プロジェクト	プロジェクト概要(例示)
表浜整備協議会	【目的】未利用自然資源(太平洋沿岸)の保全・活用 ・表浜自然ふれあいガーデン整備計画の発展 ・表浜海浜の保全・利用拠点の整備
赤羽根ロングビーチ海浜公園	【目的】未利用自然資源(太平洋沿岸)の保全・活用 ・弥八島観光整備 ・ウミガメ保護策の検討 ・世界サーフィン大会等の開催
三河湾活用計画	【目的】未利用自然資源(三河湾)の保全・活用 ・姫島マリナーパーク(整備計画の策定、浅海干潟整備) ・海水浴・潮干狩り・魚釣りポイント拡充
汐川干潟保全整備	【目的】人と自然が共生する干潟づくり ・干潟に関する意識向上事業の実施 ・集水域の水質改善 ・干潟自然トレール整備
森づくり計画	【目的】未利用自然資源(森・里山)の保全・活用 ・蔵王山権現の森、衣笠の森、赤羽根文化の森、大山、渥美の森の整備
環境研究総合学習センター設置	【目的】環境(自然)教育・研究の推進 ・環境調査・自然研究機関の設置 ・自然生態系・動植物保護活動の推進
特徴的空間(緑の街道・風の森)整備	【目的】特徴的な景観形成 ・特徴的空間計画の策定 ・渥美半島花街道、風の森、海食崖の景観保全、歴史街道(寺院等)整備
歴史・伝統文化の伝承活用イベント開催	【目的】郷土の歴史・伝統文化を大切に育み活用する ・渡辺華山、芭蕉、藤村等サミット開催 ・祭り文化の保存・充実

(5) 雇用活性化構想(インダストリアルシティ構想)

積極的な産業の活性化策の実施により、新たな雇用を生み出す活力あるまちづくりを進めます。

<主要提案内容>

主要プロジェクト	プロジェクト概要(例示)
企業誘致促進	【目的】独自の企業誘致施策の展開 ・企業誘致関連基礎調査・戦略計画 ・企業誘致戦略会議(専門家導入、人脈、情報収集・発信) ・国際水準優遇施策の検討
地域企業支援プロジェクト	【目的】既存企業の振興 ・産学共同研究開発 ・ISO認証取得支援、事業拡張等経営支援策検討
新産業創出プロジェクト	【目的】新たな産業起こし ・起業家支援(例:コミュニティビジネス・福祉・環境分野等) ・産業観光化 ・構造改革特区・地域再生計画への取り組み
地産地消ネットワーク	【目的】地域産品の活用 ・目玉商品開発、情報戦略実施 ・地域内消費・販路拡大 ・新規従事者の受入れ体制整備、就農支援(農漁業)

3 地域経営（シティマネジメント）

新市の行政機構については、地方分権の進展による国・県からの権限移譲に対応可能な自治能力を蓄積するとともに、自己決定・自己責任の原則のもとに施策を実行していく組織体制を構築していきます。また、行政運営の面においても、財政の効率化を主目的とする行政改革のみならず、新市の人材や民間企業、特徴的な景観等、地域の多様な資源と潜在能力をフルに活用しながら、新市全体の活性化を目指した「地域経営(シティマネジメント)」の理念による取組みを進めます。

(1) 行政施策の立案・展開

本計画を踏まえ、新市発足後、速やかに「新市総合計画」を策定するとともに、既存の分野別計画等を見直します。施策の選定等においては、新たな公と民との政策決定のルールづくりを検討し、市民・地域との連携による計画策定を目指します。なお、本計画の進行管理については、地域審議会の意見に配慮します。

(2) 行政運営の適正化・高度化

行政運営の適正化

バランスシート、行政コスト計算書等のツールの活用、事務事業評価の本格実施など、市場原理や企業経営的な手法の導入を図ることで、より効率的で質の高い行政サービスを目指します。

行政機構の再編・対応能力の向上

新市の行政機構においては、地域行政、防災、情報化、環境、男女共同参画等、多様化する行政ニーズへの対応や従来の縦割りから横断的な課題解決・施策の実施を図るため、組織のフラット化を検討します。また、効率的な財政運営を図り、民間委託等の効果による地域の活性化を目指すため、定員適正化計画を策定し、職員定数の削減に取り組むとともに、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、職員の専門的能力の向上に努めます。

(3) アウトソーシングの拡大による行政機能の減量・効率化

行財政の効率化を図るため、地域の人材活用や産業振興等による地域の活性化を視野に入れながら、行政のアウトソーシングを積極的に進めます。事務事業の民営化、民間委譲を進め、また、政策立案機能と実施機能を分離し、実施機能を民間に委ねるなど自律的・効率的な行政運営を図ります。

第5章 新市における愛知県事業の推進

愛知県は、新市の施策と連携しながら、次に掲載する事業を実施していくことなどにより、新市のまちづくりを積極的に支援していきます。また、愛知県は新市に対して市町村合併特例交付金による財政的支援を行います。

主要施策	主要事業名	事業概要
地域の個性を活かした基盤整備の推進	都市計画街路等整備	都市計画道路田原中央線整備
	幹線道路網整備	一般国道259号田原バイパス整備
		主要地方道豊橋渥美線整備の推進
		主要地方道田原赤羽根線自転車歩行者道の整備の推進
		主要地方道田原赤羽根線田原郵便局前交差点の整備の推進
		一般県道城下田原線整備の推進
		一般県道赤羽根泉港線整備の検討
	一般県道堀切中山線整備の推進	
漁港・海岸整備	赤羽根漁港海岸環境整備	
安全で安心できる生活環境・地域福祉の推進	治山事業	治山事業の検討
	河川改修	二級河川汐川改修の検討
		二級河川大日川改修の検討
	砂防事業	急傾斜地崩壊防止施設の整備（下地・宮の脇区域）
		砂防設備の整備（大川・猿田川）
		砂防設備の整備の推進（木ノ下川・野添川）
水道事業	広域調整池の整備	
地域環境の保全と資源循環の推進	漁港・海岸整備	赤羽根漁港の整備の推進（離岸堤）整備の検討(防波堤)
	海岸保全整備	渥美海岸侵食対策の実施
		田原豊橋海岸侵食対策の検討
		福江港海岸整備（高潮対策）整備の推進（堤防補修）
		伊良湖港海岸整備の推進（離岸堤、養浜等）
		伊良湖地区海岸環境整備事業

主要施策	主要事業名	事業概要
産業活力の創出	農業基盤整備	土地改良総合整備事業 用水路、排水路、農道整備
		かんがい排水事業 用水路改修
		ほ場整備事業 区画整理
		畑地帯総合土地改良事業 排水路、畑地かんがい、農道整備
		老朽ため池等整備事業の検討 ため池整備
		揮発油税財源身替農道整備事業 農道整備
	農村集落環境整備	農村自然環境整備事業
	農地保全	排水機場等の改修
	漁業基盤整備	福江漁港整備の検討
		広域漁場整備事業
	三河港整備	三河港整備事業 姫島西防波堤、田原公共埠頭整備の推進 臨港道路（橋梁）耐震補強の検討
		臨海用地造成事業 三河港田原1区、4区用地造成

第6章 公共施設の統合整備

公共施設については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、市域全体のバランス及び適正配置、さらには財政事情等を考慮しながら、逐次、統合整備を図っていきます。統合整備の検討にあたっては、行財政運営の効率化はもとより、施設の有効利用・相互利用等を総合的に勘案し、住民サービスの低下を招かないよう配慮するものとしします。

第7章 財政計画

新市の財政計画は、合併年度の平成17年度及びこれに続く10年度間の財政見通しについて、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績や経済情勢を勘案しながら推計し、普通会計ベースで作成したものです。

作成に当たっては、合併後も健全な財政運営を継続することを基本に、合併協議会において確認された調整方針に基づく事務事業の合理化・効率化など行政改革による削減経費等を反映するとともに、現時点で把握できる範囲内での国の三位一体改革による影響や合併特例債等国・県の財政支援措置を勘案しています。

主な内容は次のとおりです。

<歳入>

地方税

地方税については今後の経済見通しを踏まえ、現行の税制度を基本とするとともに、合併協議会において確認された調整方針を反映して見込んでいます。

地方交付税

地方交付税については、普通交付税の算定の特例（合併算定替）により算定し、合併特例債の償還に係る交付税措置分やその他の合併支援措置分（普通交付税合併補正・特別交付税）を見込んでいます。

使用料及び手数料

使用料及び手数料については、過去の実績等に基づいて見込んでいます。

国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、一般行政経費分については過去の実績等から算定し、新市建設計画事業に係る分を加えています。さらに合併に係る財政支援分（国の合併市町村補助金・県の市町村合併特例交付金）を見込んでいます。

繰入金

繰入金については、年度間の財源調整のための財政調整基金やその他の基金を見込んでいます。

地方債

地方債については、新市建設計画事業に伴う合併特例債を活用するほか、通常債や減税補てん債などを見込んでいます。

<歳出>

人件費

人件費については、合併後、退職者の補充を抑制することによる一般職職員の削減及び合併による特別職職員の減を見込んでいます。

物件費

物件費については、過去の実績等に基づき、事務事業の調整等に伴う経費の増減分を見込んでいます。また、新リサイクルセンターのごみ処理や情報化の推進に係る経費を加えています。

扶助費

扶助費については、過去の実績等に基づき、高齢化の進行による影響を反映し見込んでいます。

補助費等

補助費等については、過去の実績等に基づき、事務事業の調整等に伴う経費の増減分を見込んでいます。

公債費

公債費については、平成16年度までの地方債借入れに対する償還予定額に、平成17年度以降の新市建設計画における主要事業の実施に係る合併特例債、通常債及び減税補てん債などの償還見込額を加えています。

積立金

積立金については、新市の振興のためのまちづくり推進基金創設に伴う基金積立を見込んでいます。

繰出金

繰出金については、過去の実績に基づいて見込んでいます。また、公共下水道事業特別会計及び農業集落排水事業特別会計繰出金については、それぞれの事業の実施計画に合わせて繰出金を見込んでいます。

普通建設事業費

普通建設事業費については、新市建設計画の主要事業及びその他の普通建設事業を見込んでいます。

歳入

(単位:百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
地 方 税	15,803	15,205	15,819	16,007	15,819	16,062	16,320	16,180	16,433	16,700	16,570
地 方 譲 与 税	839	933	527	523	518	512	507	502	497	492	487
利 子 割 交 付 金	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67	67
配 当 割 交 付 金	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19	19
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
地 方 消 費 税 交 付 金	517	517	517	517	517	517	517	517	517	517	517
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28
自 動 車 取 得 税 交 付 金	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370	370
地 方 特 例 交 付 金	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700	700
地 方 交 付 税	3,064	2,845	2,785	2,633	2,596	2,555	2,503	2,443	2,372	2,303	2,203
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9
分 担 金 及 び 負 担 金	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
使 用 料 及 び 手 数 料	931	940	949	958	967	976	985	995	1,005	1,015	1,025
国 庫 支 出 金	1,543	1,827	1,776	1,559	1,248	1,004	764	747	517	576	597
県 支 出 金	1,738	1,806	1,626	1,524	1,135	1,166	1,043	921	845	830	811
財 産 収 入	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115	115
寄 附 金	7	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5
繰 入 金	688	1,800	1,500	800	900	500	500	500	500	500	500
繰 越 金	1,235	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
諸 収 入	594	600	600	600	600	600	600	600	600	600	600
地 方 債	3,684	4,530	3,165	2,940	2,615	3,020	2,440	2,445	2,430	2,390	2,370
歳 入 合 計	32,026	33,591	31,852	30,649	29,503	29,500	28,767	28,438	28,304	28,511	28,268

歳 出

(単位:百万円)

区 分	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
人 件 費	6,154	5,993	5,882	5,774	5,668	5,563	5,461	5,361	5,263	5,167	5,073
物 件 費	5,078	5,129	5,178	5,226	5,275	5,326	5,377	5,429	5,481	5,534	5,587
維 持 補 修 費	793	801	809	817	826	835	844	853	862	871	880
扶 助 費	1,845	1,864	1,883	1,902	1,921	1,940	1,959	1,979	1,999	2,019	2,039
補 助 費 等	1,561	1,577	1,593	1,609	1,625	1,641	1,658	1,675	1,692	1,709	1,726
公 債 費	2,774	2,988	3,318	3,438	3,433	3,397	3,551	3,628	3,566	3,562	3,489
積 立 金	805	505	5	5	5	5	5	5	5	5	5
投資及び出資金・貸付金	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111	111
繰 出 金	2,476	2,841	2,573	2,546	2,801	2,846	2,875	2,861	3,061	3,154	3,275
普 通 建 設 事 業 費	10,429	11,782	10,500	9,221	7,838	7,836	6,926	6,536	6,264	6,379	6,083
歳 出 合 計	32,026	33,591	31,852	30,649	29,503	29,500	28,767	28,438	28,304	28,511	28,268

**田原市・渥美町まちづくり推進計画
<新市建設計画>**

平成16(2004)年12月

編集・発行

〒441-3492

愛知県田原市田原町南番場30番地1(田原市役所内)

田原市・渥美町合併協議会

T E L 0531-23-3591 F A X 0531-23-0180

Homepege <http://gappei.idct.org>